

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四号様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 【提出先】関東財務局長 【提出日】年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】(3) 【縦覧に供する場所】名称 (所在地) 〔第一部～第三部 略〕 (記載上の注意) 〔(1)～(4) 略〕 (44) ファンドの経理状況 a 財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下a及び㉓ aにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 〔b・c 略〕 d 併合によりファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を作成していない場合には、各併合消滅ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を記載すること。ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表において比較情報（財務諸表等規則第8条の2の2又は第211条に規定する比較情報をいう。以下dにおいて同じ。）が含まれていない場合には、当該財務諸表又は中間財務諸表に加えて、各併合消滅ファンドの直近の財務諸表又は中間財務諸表（これらの比較情報を除く。）を記載すること。	第四号様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 【提出先】関東財務局長 【提出日】年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】(3) 【縦覧に供する場所】名称 (所在地) 〔第一部～第三部 同左〕 (記載上の注意) 〔(1)～(4) 同左〕 (44) 〔同左〕 a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下a及び㉓ aにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 〔b・c 同左〕 d 併合によりファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を作成していない場合には、各併合消滅ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を記載すること。ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表において比較情報（財務諸表等規則第6条又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報をいう。以下dにおいて同じ。）が含まれていない場合には、当該財務諸表又は中間財務諸表に加えて、各併合消滅ファンドの直近の財務諸表又は中間財務諸表（これらの比較情報を除く。）を記載すること。

(45) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(46) a 及び(47)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。（(46) a 及び(47)において同じ。）も記載すること。

(46) 損益及び剰余金計算書

a 最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b [略]

(47) 注記表

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

[(48)～(52) 略]

(53) 委託会社等の経理状況

a 委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b 委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(54) から (56) までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(54) 貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日（(55)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。（(55)において同じ。）も記載すること。

(55) 損益計算書

(45) [同左]

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(46) a 及び(47)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（(46) a 及び(47)において同じ。）も記載すること。

(46) [同左]

a 最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b [同左]

(47) [同左]

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

[(48)～(52) 同左]

(53) [同左]

a 委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b 委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(54) から (56) までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下bにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(54) [同左]

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日（(55)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（(55)において同じ。）も記載すること。

(55) [同左]

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、 <u>財務諸表等規則第211条</u> に規定する比較情報を除く。）も記載すること。		委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、 <u>中間財務諸表等規則第3条の2</u> に規定する比較情報を除く。）も記載すること。	
[(56)～(63) 略]		[(56)～(63) 同左]	
第四号の二様式		第四号の二様式	
【表紙】		【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書	【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長	【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日	【提出日】	年 月 日
【発行者名】		【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)		【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】		【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(3)		【代理人の氏名又は名称】(3)	
【代理人の住所又は所在地】		【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)		【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】		【連絡場所】	
【電話番号】		【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】		【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】(5)		【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】(5)	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)	【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)
[第一部～第三部 略]		[第一部～第三部 同左]	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
[(1)～(51) 略]		[(1)～(51) 同左]	
(52) ファンドの経理状況		(52) [同左]	
[a～c 略]		[a～c 同左]	
d 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。		d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。	
e 併合によりファンドの最近2計算期間（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(53)及び(54)aにおいて同じ。）に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(44)dに準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。		e 併合によりファンドの最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(53)及び(54)aにおいて同じ。）に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(44)dに準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。	
[(53)～(58) 略]		[(53)～(58) 同左]	
(60) 管理会社の経理状況		(60) [同左]	
a 管理会社の最近2事業年度（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。		a 管理会社の最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。	
b [略]		b [同左]	

- c 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。
- d 管理会社が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、a及びc本文の記載並びにbに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理会社の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

〔(61)～(68) 略〕

第四号の三様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____（所在地）

〔第一部～第四部 略〕

（記載上の注意）

〔(1)～(65) 略〕

(66) 投資法人の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

〔b・c 略〕

- c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。
- d 管理会社が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、a及びc本文の記載並びにbに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理会社の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下dにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

〔(61)～(68) 同左〕

第四号の三様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____（所在地）

〔第一部～第四部 同左〕

（記載上の注意）

〔(1)～(65) 同左〕

(66) 〔同左〕

- a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

〔b・c 同左〕

(67) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(68) a、(69)及び(72)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。（(68) a、(69)及び(72)において同じ。）も記載すること。

(68) 損益計算書

a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b [略]

(69) 投資主資本等変動計算書

最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(70) [略]

(71) キャッシュ・フロー計算書

最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、(67)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて記載すること。

(72) 注記表

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。

[(73)～(77) 略]

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(3)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____

(67) [同左]

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(68) a、(69)及び(72)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（(68) a、(69)及び(72)において同じ。）も記載すること。

(68) [同左]

a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b [同左]

(69) [同左]

最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(70) [同左]

(71) [同左]

最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、(67)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて記載すること。

(72) [同左]

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。

[(73)～(77) 同左]

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(3)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____

【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】(5)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____（所在地）
[第一部～第四部 略]	
（記載上の注意）	
[(1)～(73) 略]	
(74) 外国投資法人の経理状況	
[a～c 略]	
d 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。	
(75) 貸借対照表	
最近2計算期間（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(76) a、(77)及び(78)において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。	
[(76)～(85) 略]	

第五号の二様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額】(3)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____（所在地）
[第一部～第三部 略]	
（記載上の注意）	
[(1)～(16) 略]	
(17) 管理資産を構成する資産の内容	
[a～h 略]	
i 管理資産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下 i において単に「債権」という。）に係る債務者（以下 i において単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規	

【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】(5)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____（所在地）
[第一部～第四部 同左]	
（記載上の注意）	
[(1)～(73) 同左]	
(74) [同左]	
[a～c 同左]	
d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。	
(75) [同左]	
最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(76) a、(77)及び(78)において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。	
[(76)～(85) 同左]	

第五号の二様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額】(3)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____（所在地）
[第一部～第三部 同左]	
（記載上の注意）	
[(1)～(16) 同左]	
(17) [同左]	
[a～h 同左]	
i [同左]	

則第8条第3項に規定する子会社をいう。(d)において同じ。)又は関連会社(同条第5項に規定する関連会社をいう。(d)において同じ。)である債務者がある場合には、当該債務者を含む。)であつて、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの(以下iにおいて「重要な債務者」という。)が存在する場合には、aからhまでに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。

〔a)～(c) 略〕

(d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者(他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。)について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

① 〔略〕

② 当該重要な債務者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)に該当する者である場合には、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

j 〔略〕

〔i8)～(i2) 略〕

第五号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者(受託者)名称】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【発行者(原委託者)氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の金額】(3)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地) _____

〔第一部～第四部 略〕

(記載上の注意)

〔(1)～(13) 略〕

〔a)～(c) 同左〕

(d) 〔同左〕

① 〔同左〕

② 当該重要な債務者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)に該当する者である場合には、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書(同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下②において同じ。) (当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

j 〔同左〕

〔i8)～(i2) 同左〕

第五号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者(受託者)名称】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【発行者(原委託者)氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の金額】(3)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地) _____

〔第一部～第四部 同左〕

(記載上の注意)

〔(1)～(13) 同左〕

(14) 特定信託財産を構成する資産の内容

[a～h 略]

- i 特定信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下 i において単に「債権」という。）に係る債務者（以下 i において単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの（以下 i において「重要な債務者」という。）が存在する場合には、a から h までに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。

[(a)～(c) 略]

- (d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

① [略]

② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。（28-2）cにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。（28-2）cにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。（28-2）cにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

[(15)～(21) 略]

(22) 特定信託財産の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（28-2）bにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

[b・c 略]

(23) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（24）aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。（24）aにおいて同じ。）も記載すること。

(24) 損益計算書

- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b [略]

[(25)～(28) 略]

(14) [同左]

[a～h 同左]

i [同左]

[(a)～(c) 同左]

(d) [同左]

① [同左]

② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。（28-2）cにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。（28-2）cにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下②及び(28-2）cにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。（28-2）cにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

[(15)～(21) 同左]

(22) [同左]

- a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（24）及び24 a において「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（28-2）bにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

[b・c 同左]

(23) [同左]

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（24）aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（24）aにおいて同じ。）も記載すること。

(24) [同左]

- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b [同左]

[(25)～(28) 同左]

(28-2) 経理の状況

a 〔略〕

b 受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和61年大蔵省令第28号）第1条第1項第1号に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（同項第3号に規定する中間連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

c 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

〔(28-3)～(37) 略〕

第五号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者（受託者）名称】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(3)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【発行者（原委託者）氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____

(28-2) 〔同左〕

a 〔同左〕

b 受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和61年大蔵省令第28号）第1項第1号に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第1項第1号に規定する中間連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

c 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

〔(28-3)～(37) 同左〕

第五号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者（受託者）名称】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(3)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【発行者（原委託者）氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____

【届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の金額】(5)
【縦覧に供する場所】
[第一部～第四部 略]
(記載上の注意)
[(1)～(12) 略]
(13) 財務書類
[a～c 略]
d 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
(14) 貸借対照表
最近2計算期間（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(15)aにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
[(15)～(22) 略]
(23) 受託者の経理状況
a 受託者の最近2事業年度（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。
b [略]
c 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
d 受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務書類の記載及びbに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[(24)～(28) 略]

第六号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	

【届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の金額】(5)
【縦覧に供する場所】
[第一部～第四部 同左]
(記載上の注意)
[(1)～(12) 同左]
(13) [同左]
[a～c 同左]
d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
(14) [同左]
最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(15)aにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
[(15)～(22) 同左]
(23) [同左]
a 受託者の最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。
b [同左]
c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
d 受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務書類の記載及びbに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう、当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[(24)～(28) 同左]

第六号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	

[b～e 略] (31) 貸借対照表 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（<u>(32) a</u>において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、<u>財務諸表等規則第211条</u>に規定する比較情報を除く。<u>(32) a</u>において同じ。）も記載すること。 (32) 損益計算書 a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、<u>財務諸表等規則第211条</u>に規定する比較情報を除く。）も記載すること。 b [略] [<u>(33)～(35)</u> 略] (35-2) 経理の状況 a [略] b 受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項第1号に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（同項第3号に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 c 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 [<u>(35-3)～(44)</u> 略]	報告書又は中間監査報告書をいう。<u>(35-2) b</u>において同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 [b～e 同左] (31) [同左] 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（<u>(32) a</u>において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2</u>に規定する比較情報を除く。<u>(32) a</u>において同じ。）も記載すること。 (32) [同左] a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、<u>中間財務諸表等規則第3条の2</u>に規定する比較情報を除く。）も記載すること。 b [同左] [<u>(33)～(35)</u> 同左] (35-2) [同左] a [同左] b 受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1項第1号に規定する連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（<u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1項第1号</u>に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。 なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。 c 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 [<u>(35-3)～(44)</u> 同左]
第六号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 年 月 日 【発行者（受託者）名称】 _____	第六号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 年 月 日 【発行者（受託者）名称】 _____

【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(3)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【発行者（委託者）氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(5)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

〔第一部～第三部 略〕
（記載上の注意）
〔1〕～〔16〕 略〕

(17) 財務書類
〔a～c 略〕

d 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(18) 貸借対照表
最近2計算期間（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19)aにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
〔(19)～(26) 略〕

(27) 経理の状況

a 受託者の最近2事業年度（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

b 〔略〕

c 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

d 受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、a及びcの記載並びにbに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにそ

【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(3)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【発行者（委託者）氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(5)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

〔第一部～第三部 同左〕
（記載上の注意）
〔1〕～〔16〕 同左〕

(17) 〔同左〕
〔a～c 同左〕

d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(18) 〔同左〕
最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19)aにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
〔(19)～(26) 同左〕

(27) 〔同左〕

a 受託者の最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

b 〔同左〕

c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

d 受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、a及びcの記載並びにbに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにそ

の提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

〔28〕～〔32〕 略〕

第六号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【主たる事務所の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）国内有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）国内有価証券投資事業権利等の金額】(4)	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

〔第一部・第二部 略〕
(記載上の注意)

〔1〕～〔54〕 略〕

(55) 組合等の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。以下aにおいて同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下aにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

〔b・c 略〕

(56) 貸借対照表

最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日（57aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。57aにおいて同じ。）をも記載すること。

(57) 損益計算書

の提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下dにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

〔28〕～〔32〕 同左〕

第六号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【主たる事務所の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）国内有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）国内有価証券投資事業権利等の金額】(4)	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

〔第一部・第二部 同左〕
(記載上の注意)

〔1〕～〔54〕 同左〕

(55) 〔同左〕

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（54及び57aにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下aにおいて同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下aにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第5項において準用する同条第1項、第24条第5項において準用する同条第1項又は第24条の5第3項において準用する同条第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

〔b・c 同左〕

(56) 〔同左〕

最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日（57aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。57aにおいて同じ。）をも記載すること。

(57) 〔同左〕

b [略]
(58)~(63) 略]

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】(2)	_____
【代表者の役職氏名】(3)	_____
【主たる事務所の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(4)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(5)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】(3)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

(62) 外国組合等の経理状況
[a～c 略]

第十号様式

b [同左]
[(58)~(63) 同左]

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】(2)	_____
【代表者の役職氏名】(3)	_____
【主たる事務所の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(4)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(5)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券 投資事業権利等に係る組合等の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券 投資事業権利等の金額】(6)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

(62) [同左]
[a ~ c 同左]

第十号様式

【表紙】
 【提出書類】 半期報告書
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 年 月 日

【計算期間】 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【ファンド名】 _____

【発行者名】 _____

【代表者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【連絡場所】 _____

【電話番号】 _____

【縦覧に供する場所】 名称 _____
(所在地) _____

〔1～5 略〕

(記載上の注意)

〔1〕～〔6〕 略

(7) ファンドの経理状況

中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(4) に準じて記載すること。

〔8〕～〔13〕 略

(14) 委託会社等の経理状況

a 〔略〕

b 委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(15)から(17)までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(15) 貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(16) 損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。

ただし、(15)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(17) 〔略〕

【計算期間】	第 期 中 (自 年 月 日 至 年 月 日)
【ファンド名】	_____
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地) _____

[1～5 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(6) 同左]

(7) [同左]

中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（15及び16）において「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」（4）に準じて記載すること。

[(8)～(13) 同左]

(14) [同左]

a [同左]

b 委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、15から17までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下bにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(15) [同左]

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(16) [同左]

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。

ただし、15ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(17) [同左]

【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【計算期間】 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）

【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】 _____
【本店の所在の場所】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【縦覧に供する場所】 名称 _____
 (所在地)

[1～5 略]
(記載上の注意)
[(1)～(12) 略]
(13) 投資法人の経理状況
中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。）について、第四号の三様式の「記載上の注意」 (66) に準じて記載すること。
[(14)～(19) 略]

第十二号の五様式

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【事業年度】 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）

【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】 _____
【主たる事務所の所在の場所】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【電話番号】 _____
【縦覧に供する場所】 名称 _____
 (所在地)

[1～4 略]
(記載上の注意)
(1) [略]
(2) 主要な経営指標等の推移
組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1)fに規定する組合等をいう。(4)aにおいて同じ。）の直近3中間会計期間（事業年度開始日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。(1)、(m)及び(14)において同じ。）及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
[a)～(k) 略]
(1) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則

【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【計算期間】 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）

【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】 _____
【本店の所在の場所】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【縦覧に供する場所】 名称 _____
 (所在地)

[1～5 同左]
(記載上の注意)
[(1)～(12) 同左]
(13) [同左]
中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。）について、第四号の三様式の「記載上の注意」 (66) に準じて記載すること。
[(14)～(19) 同左]

第十二号の五様式

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【事業年度】 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）

【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】 _____
【主たる事務所の所在の場所】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【電話番号】 _____
【縦覧に供する場所】 名称 _____
 (所在地)

[1～4 同左]
(記載上の注意)
(1) [同左]
(2) [同左]
[同左]
[a)～(k) 同左]
(1) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表

第 279 条において準用する財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものに<u>あつては</u>事業年度に係る純資産額から<u>同項</u>の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) (11) 自己資本利益率（中間会計期間に係るものに<u>あつては</u>中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から<u>財務諸表等規則第 279 条</u>において準用する財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものに<u>あつては</u>事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から<u>同項</u>の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。) 〔(3)～(11) 略〕 (12) 組合等の経理状況 中間財務諸表（<u>財務諸表等規則第 1 条第 1 項第 3 号</u>に規定する中間財務諸表をいう。）について、第六号の五様式「記載上の注意」 (55) に準じて記載すること。 〔(13)・(14) 略〕	等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (11)及び<u>12</u>において「<u>中間財務諸表等規則</u>」という。) 第 36 条の 2 の 5 において準用する財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものに<u>あつては</u>、事業年度に係る純資産額から<u>財務諸表等規則第 68 条第 1 項</u>の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) (11) 自己資本利益率（中間会計期間に係るものに<u>あつては</u>、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から<u>中間財務諸表等規則第 36 条の 2 の 5</u>において準用する財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものに<u>あつては</u>、事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から<u>財務諸表等規則第 68 条第 1 項</u>の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。) 〔(3)～(11) 同左〕 (12) 〔同左〕 中間財務諸表（<u>中間財務諸表等規則第 1 条</u>に規定する中間財務諸表をいう。）について、第六号の五様式「記載上の注意」 (55) に準じて記載すること。 〔(13)・(14) 同左〕
備考 表中の [] の記載は出記による。	